

法は重要か？

—法による女性の人権・正義の実現を目指す女性たちの問いと挑戦

東京弁護士会会員・APWLD理事兼執行委員

大谷 美紀子 ● Ôtani, Mikiko

タイ北部のチェンマイに事務局を有する、APWLD (Asia Pacific Forum on Women Law and Development) というNGOがある¹⁾。「女性と法・開発」をテーマとした活動を行う、アジア・太平洋地域を活動範囲とする女性のNGOである。同様のNGOが、アフリカと、ラテンアメリカにもある。いずれも、1985年にケニアのナイロビで開催された国連の第3回世界女性会議での議論から生まれた、女性の人権の実現・エンパワーメントのために、法・法制度を手段として用いるという共通の目的・理念に基づき各地域に設立された。

「女性」「法」「開発」、この3つが、APWLDの理念を表すキーワードである。APWLDの目的は、正義・平和・平等・開発のために活動する女性のエンパワーメントのための変革の道具として、女性が法を用いることを支援することである。法(成文法のみならず、慣習法や法制度を含む)は、女性の資源へのアクセス及び開発過程への参加を推進し、または、逆に、妨げるのに決定的な役割を有しており、それゆえ、法が作り出す社会文化的関係を女性の視点から問い直す必要がある。また、女性が、法、法の定立・適用の過程、及び、自身の権利を知ること、それ自体、女性のエンパワーメントとなる。

法を女性の人権実現・エンパワーメントの手段として用いるという思想は、APWLDのメンバーや役員構成にも反映されている。APWLDはアジア・太平洋地域の約150のNGO及び個人とのネットワークから成るNGOであるが、役員の構成においては、地域的バランスと共に、必ず、法律家・研究者・活動家の割合が適正な

ものとなるよう配慮がなされている。政治参加、女性に対する暴力、労働、移住者、環境、先住民民族、こうした女性を取り巻く問題について法・法制度の活用を活動の柱としながら、同時に、法・法制度を所与のものとして受け身でとらえることに懐疑的である。法・法制度の構築には女性の経験・視点は十分に反映されてきていないこと、法・法を作る国家に内在する権力構造・ジェンダーの偏りを常に意識し、女性の経験・視点から既存の法・法制度に働きかけていくことの重要性が強調される。手段として使う「法」には、当然、国際法・国際機構も含まれる。世界人権宣言、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約、その他の国際人権文書に規定される人権の基本的概念をアジア・太平洋地域で推進することは、APWLDの目的の1つである。

APWLDは、1986年の設立以来、女性の人権の実現・エンパワーメントのための法の活用についてトレーニングを行い、アジアの女性の視点から国際社会の事象・問題について分析を行い、国連においてはアジアの女性の視点からの意見表明活動を行ってきた。特にトレーニングは、1998年から、「フェミニスト法理論と実務トレーニング」の名称で開発され発展を重ね、現在もAPWLDの活動の中心をなしている。そこでは、女性が法を手段として使うにあたり、法が女性の生活にどのような意味を持つのか、問題に対処するのに法をどのように使うのか、どのような法が必要かといったことはもちろん、一見中立に見える法が、実は男性の経験・視点を中心に作られ適用されていることに気付き考えることについてトレーニングが行われる。日本でも近年議論と研究が重ねられている「司法におけるジェンダー」の問題についてのトレーニングの実践例といえる。

APWLDのユニークなもう1つの活動は、国連の特別報告者とのコンサルテーション(協議)

である。国連人権委員会(2006年の人権理事会設立により廃止)において、テーマ別・国別の人権問題を扱う特別報告者の制度が発展してきたが、人権の分野においても女性の問題は周辺のものとして扱われてきた。冷戦後の国際社会において世界中の国、NGO、国際機関が集まって本格的に人権問題が討議された1993年のウィーン世界人権会議において、初めて、「女性の権利は人権」(Women's Rights are Human Rights)のスローガンと共にとりわけ女性に対する暴力の問題に国際社会の眼が向けられ、女性の人権問題を主流化することが合意された。そして、1994年、女性に対する暴力に関する特別報告者が設置され、初代の特別報告者にスリランカのラディカ・クマラスワミが任命された²⁾。クマラスワミは、APWLDの創設者の1人であるが、APWLDは、このネットワークを活かして、1998年から毎年、女性に対する暴力に関する特別報告者を招いて、アジアでアジア地域のNGO・女性グループとの協議を開催している。国連の人権機関との協議・対話のために国連へ出かけて行くのではなく、アジアに呼んできてアジアの中で、アジア中から女性たちが集まり行く。この方式は、合理的でありアジアのNGO・女性たちにとって有益であるが、この方式がAPWLDにより生み出され制度化してきたのは、女性たちの現実的な生活・活動の体験(国連に行くのは容易でない)が反映されているようで興味深い。

APWLDは、2007年、ラテンアメリカ、

アフリカからも「女性、法と開発」のネットワークNGOを招いて設立20年記念の会議を開催した。そのテーマは、「法は重要か?」である。女性の開発、エンパワーメント、特に、女性のために正義をもたらすのに法を用いるという活動は、過去20年にどれだけの成果を獲得したのか。国際人権条約及び機構、その改革が女性の人権にとってもたらす影響をどう評価すべきか。法を活用するうえで、これからの課題は何か。こうした女性にとっての法の意義をめぐる本質的な問題について活発な議論がなされた。法を人権・正義・平和の実現のための道具と位置づけながらも、常に批判的に法及び法制度の持つ政治性・ジェンダー構造を意識し、女性の現実の経験・視点を反映させるべく法の定立・適用の過程に働きかけていく。アジアで、そして世界で繰り返し広げられる「女性、法と開発」のネットワークの活動が提示する問題は、我々法曹にとっても刺激的であり、法について考える機会を与えてくれる。



1) APWLDの詳細については、<http://www.apwld.org> を参照されたい。

2) ラディカ・クマラスワミは法律家であり、スリランカ人権委員会の議長を務めた。2006年には、子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表に任命された。2000年に、初代の人権擁護者に関する国連事務総長特別代表に任命されたヒナ・ジラニもパキスタンの弁護士で、パキスタン人権問題委員会委員を務めた経歴を有するが、やはりAPWLDの創設者の1人である。国連人権機構の重要なポストに任命されたアジアの女性法律家2人が、APWLDの創設者であるという事実は、女性の人権・正義のための、そして、女性の視点からの法・法制度(国際人権文書・国連機構を含む)の活用というAPWLDの理念の具体化の一つの表れと言えるであろう。